

第 8 回 澁川地区市町村合併協議会

日 時 平成 1 7 年 4 月 2 7 日 (水) 午後 2 時から
場 所 澁川プリオパレス

澁川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橋村

第 8 回 渋川地区市町村合併協議会

日 時 平成 17 年 4 月 27 日 (水) 午後 2 時から
場 所 渋川プリオパレス

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- 報告第 16 号 渋川地区市町村合併協議会委員等の変更について 1
- 報告第 17 号 地域審議会の組織等に係る要綱について 3
- 報告第 18 号 公共施設の名称について 9
- 報告第 19 号 協議項目 17「使用料、手数料の取扱いに関する事」について . . . 25
- 報告第 20 号 協議項目 24-16「建設関係事業の取扱い」について 35
- 報告第 21 号 新市議会運営等調整会議報告 47

4 協議事項

- 議案第 21 号 協議項目 12「慣行の取扱いに関する事」の変更について 57
- 議案第 22 号 新市の市章選定小委員会の設置について 59

5 その他

- (1) 次回会議予定について 69

6 閉 会

渋川地区市町村合併協議会委員等の変更について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年4月27日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

委員区分	(選出市町村名)	変更前氏名	変更後氏名	備考
4号委員 (学識経験委員)	渋川市	今成久男	浅見雄一	渋川市自治会連合会会長
	小野上村	小野こと	佐々木よし子	小野上村レディースクラブ会長
	赤城村	池田洋一	田村宗一	赤城村区長会長
	北橋村	井野信一郎	柴崎一夫	北橋村区長会長
参与		登坂建一	内山幸光	渋川行政事務所長

(平成17年4月22日現在)

報告第 17 号

地域審議会の組織等に係る要綱について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 4 月 27 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

< 別紙 >

地域審議会の組織等に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書（以下「協議書」という。）第11条の規定に基づき、当該区域を対象として設置する地域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議会の事務)

第2条 審議会は、協議書第4条第1項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市の基本構想及び基本計画の策定・変更に関すること。
- (2) 当該地域に係る条例の制定改廃、規制地域の指定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 審議会は、当該地域に係る次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 予算編成の際の事業等に係る要望に関すること。
- (2) 公共施設の設置、管理運営等に関すること。
- (3) 福祉や環境衛生等の地区住民に直接関わること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(審議会の委員)

第3条 協議書第5条第2項に定める委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 当該地域内の公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他市長が必要と認める者

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

< 報告第 17 号参考資料 >

第 2 条関係参考資料

< 地域審議会の任務（先進地の事例） >

第 1 項関係（合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること）

- ・市町村建設計画の変更
- ・市町村建設計画の執行状況（定期的）
- ・基本構想・各種計画の策定・変更
（新市の基本構想の作成及び変更に関すること）
- ・住民の行為等が制限・規制される地域の指定
（地域に関連のある予算編成、条例の制定改廃、規制地域の指定その他重要条件の決定など）
- ・その他市長が必要と認める事項

第 2 項関係（必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること）

- ・市町村建設計画の執行状況（随時的）
- ・予算編成の際の事業等に関する要望
- ・公共施設の設置・管理運営
- ・福祉や環境衛生等の地区住民に直接関わる施策の実施状況
- ・市政全般にわたる条例の制定、規制地域の指定その他重要案件に関する建議及び要望
- ・その他、地区や地区住民に大きく関わる事項

第 3 条関係参考資料

1 県内における審議会等の委員

< 桐生市 >

- ・学識経験を有する者
- ・公募による者

< 前橋市 >

- ・学識経験を有する者
- ・公募による者

< 藤岡市 >

- ・公募により選任された者（3 人以内）
- ・学識経験を有する者
- ・その他市長が必要と認める者

< 富岡市 >

- ・ 公共的団体等を代表する者
- ・ 学識経験を有する者

< 沼田市（地域協議会） >

- ・ 当該地域自治区の区域内の公共的団体等を代表する者
- ・ 学識経験を有する者
- ・ その他市長が必要と認める者

2 公共的団体等を代表する者の例

- (1) 自治会、区長会等を代表する者
- (2) 農林業団体、商工観光業団体等に属する者
(農協、森林組合、商工会議所、商工会、観光協会、労働団体等)
- (3) 社会教育、社会体育及び学校教育の団体等に属する者
(文化協会、体育協会、子供育成会、PTA等)
- (4) 青年、女性、老人を構成員とする団体に属する者
(JC、婦人会、老人会等)
- (5) 社会福祉団体等に属する者
(社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等)

3 学識経験を有する者の例

- (1) 行政、福祉、医療、教育分野等の専門的知識者

4 委員の選任の例

- (1) 最初の委員の任命
旧市町村長が推薦し、新市長は、その推薦を尊重して任命する。
- (2) 任期満了に伴う委員の任命
各支所単位に地域の実情等を勘案し、地域の声を市政へ反映するために適切な者を市長が任命する。

報告第18号

公共施設の名称について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成17年4月27日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

< 別紙 >

公共施設の名称について

1 調整方針

公共施設の名称については、原則として現行の名称を基本とし、住民にとってわかりやすい名称とする。

2 調整基準

各市町村名をつけた施設名称について、その部分を新市名である「渋川市」に変える。

渋川市（立）		
北橋村（立）	（例）赤城村立三原田小学校	渋川市立三原田小学校
赤城村（立）	子持村 上白井運動場	渋川市 上白井運動場
子持村（立）	伊香保町立伊香保児童館	渋川市立伊香保児童館
小野上村（立）		
伊香保町（立）		

施設名称

同一の施設名称がある場合、差別化を図るため、各市町村・各地域の名称を付す。

（例）北橋村保健センター	渋川市北橋保健センター
赤城村保健センター	渋川市赤城保健センター
子持村社会体育館	渋川市子持社会体育館
赤城村社会体育館	渋川市赤城社会体育館

各市町村名をつけた施設名称で、市町村名部分を外すと、施設の特定が困難となる場合、施設名の最初に旧市町村名の「市、町、村」部分を外した名称を付すこととする。場合により大字名を付す。

（例）渋川市立北中学校	（渋川市立北中学校）	渋川市立渋川北中学校
赤城村立北中学校	（渋川市立北中学校）	渋川市立赤城北中学校

同一の機能を持つが、施設の名称・呼称が違う場合、機能別に名称を統一する。

（例）伊香保町立伊香保保育園	渋川市伊香保保育所
小野上村特産物処理加工施設	渋川市小野上特産物加工所
子持村学校給食センター	渋川市子持学校給食共同調理場

住民に馴染まれている名称の場合、設置経緯を踏まえ可能であれば通称をそのまま正式名称とすることも検討する。

（例）マウンテンリゾート「SUN おのがみ」	SUN おのがみ
渋川市スカイテルメ渋川	スカイテルメ渋川
伊香保町立伊香保温泉浴場	伊香保温泉石段の湯

公園施設については、原則的に現行のとおりとする。

公営住宅については、民間及び県営住宅と区別するため「渋川市営」を加える。

上記調整基準によらず施設が特定できる場合は、現行のとおりとする。

（例）渋川市民会館、渋川市民体育館、渋川市立図書館、渋川市民プール等

新市の主な公共施設の名称

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考（調整理由等）
庁舎	1	渋川市	渋川市役所	渋川市役所		
	2	北橋村	北橋村役場	渋川市役所北橋総合支所		よみ「ほっきつ総合支所」
	3	赤城村	赤城村役場	渋川市役所赤城総合支所		
	4	子持村	子持村役場	渋川市役所子持総合支所		
	5	小野上村	小野上村役場	渋川市役所小野上総合支所		
	6	伊香保町	伊香保町役場	渋川市役所伊香保総合支所		
医療施設	7	渋川市	渋川総合病院	渋川総合病院		
	8	赤城村	赤城村国民健康保険南診療所	渋川市国民健康保険赤城南診療所		南診療所では特定が困難なので「赤城南」とする
	9	赤城村	赤城村国民健康保険北診療所	渋川市国民健康保険赤城北診療所		北診療所では特定が困難なので「赤城北」とする
社会福祉施設	10	赤城村	赤城村社会福祉センター	渋川市赤城公民館		合併後はNo.291の渋川市赤城公民館へ統合（改称）する。設置管理条例は廃止し、公民館条例の中で整理する。
	11	子持村	子持村福社会館	渋川市子持福社会館		
	12	渋川市	渋川市老人福祉センター	渋川市渋川老人福祉センター		
	13	子持村	子持村老人福祉センター	渋川市子持老人福祉センター		
	14	赤城村	赤城村総合福祉センター	渋川市総合福祉センター ユートピア赤城		「ユートピア赤城」を加える。
	15	赤城村	・赤城村老人福祉センター	・渋川市赤城老人福祉センター		（赤城総合福祉センター内）
	16	赤城村	・赤城村温水プール	・渋川市赤城温水プール		（赤城総合福祉センター内）
	17	小野上村	小野上村地域福祉センター	渋川市小野上地域福祉センター		（小野上総合福祉センター内）
	18	小野上村	小野上村高齢者生活福祉センター	渋川市小野上高齢者生活福祉センター		（小野上総合福祉センター内）
	19	小野上村	小野上村在宅介護支援センター	渋川市小野上在宅介護支援センター		（小野上総合福祉センター内）
	20	小野上村	小野上村老人いこいの家	渋川市小野上老人憩の家		
	21	伊香保町	伊香保町老人憩の家	渋川市伊香保老人憩の家		
	22	渋川市	みかげデイサービスセンター	渋川市みかげデイサービスセンター		
	23	赤城村	・赤城村デイサービスセンター	渋川市赤城デイサービスセンター		（赤城総合福祉センター内）
	24	北橋村	北橋村デイサービスセンター	渋川市北橋デイサービスセンター		よみ「ほっきつデイサービスセンター」
	25	赤城村	赤城村立特別養護老人ホームやまゆりの里	渋川市赤城特別養護老人ホームやまゆりの里		*建設中
	26	渋川市	渋川市障害者福祉センター	渋川市障害者福祉センター		
27	渋川市	渋川市心身障害児通園施設ひまわり園	渋川市心身障害児通園施設ひまわり園			

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
社会福祉施設	28	渋川市	渋川市複合福祉施設まつぼっくり	渋川市複合福祉施設まつぼっくり		
	29	渋川市	・渋川市福祉作業所いぶき	・渋川市福祉作業所いぶき		(まつぼっくり内)
	30	渋川市	・渋川市福祉作業所なずな	・渋川市福祉作業所なずな		(まつぼっくり内)
	31	子持村	子持村福祉作業所	渋川市福祉作業所かえでの園		いぶき、なずなと表記を統一
	32	子持村	子持村高齢者能力活用センター	渋川市子持高齢者能力活用センター		1施設のみだが「子持」を加える。
	33	渋川市	渋川市第一保育所	渋川市第一保育所		
	34	渋川市	渋川市第二保育所	渋川市第二保育所		
	35	渋川市	渋川市第三保育所	渋川市第三保育所		
	36	渋川市	渋川市第四保育所	渋川市第四保育所		
	37	渋川市	渋川市第五保育所	渋川市第五保育所		
38	伊香保町	伊香保町立伊香保保育園	渋川市伊香保保育所		案：渋川市第六保育所、渋川市伊香保保育園	
保健福祉施設	39	渋川市	渋川市保健福祉センター	渋川市渋川保健センター		社協が移転した場合。
	40	伊香保町	伊香保町保健福祉センター	渋川市伊香保保健福祉センター		
	41	北橋村	北橋村保健センター	渋川市北橋保健センター		
	42	赤城村	赤城村保健センター	渋川市赤城保健センター		
	43	子持村	子持村保健センター	渋川市子持保健センター		
	44	小野上村	小野上村保健センター	渋川市小野上保健センター		
集会施設	45	渋川市	渋川市民会館	渋川市民会館		
	46	渋川市	渋川市金島ふれあいセンター	渋川市金島ふれあいセンター		
	47	伊香保町	伊香保町コミュニティセンター	渋川市伊香保コミュニティセンター		(伊香保公民館)
	48	伊香保町	上野コミュニティセンター	渋川市伊香保上野コミュニティセンター		(伊香保公民館上野分館)
	49	伊香保町	外野コミュニティセンター	渋川市伊香保外野コミュニティセンター		(伊香保公民館外野分館)
	50	渋川市	渋川市多目的研修センター	渋川市古巻公民館		合併時に条例廃止、すでに古巻公民館として機能しているため。(教育委員会)
	51	子持村	子持村多目的研修センター	渋川市子持多目的研修センター		(子持公民館)
	52	渋川市	渋川市金島地区農家高齢者創作館	渋川市祖母島自治会館		合併時に条例廃止、すでに地元へ移管済みのため。(地元管理)
	53	渋川市	渋川市農村婦人の家	渋川市豊秋公民館		合併時に条例廃止、すでに豊秋公民館として機能しているため。(教育委員会)
	54	小野上村	小野上村基幹集落センター	渋川市小野上基幹集落センター		
55	小野上村	小野子生活改善センター	渋川市小野子生活改善センター			

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
集会施設	56	小野上村	村上生活改善センター	渋川市村上生活改善センター		
	57	渋川市	入沢団地集会所	渋川市入沢団地集会所		「渋川市」を加える。
	58	渋川市	金井前原団地集会所	渋川市金井前原団地集会所		「渋川市」を加える。
	59	渋川市	渋川市南有馬集会所	渋川市南有馬集会所		
	60	渋川市	渋川市西浦集会所	渋川市西浦集会所		
	61	渋川市	渋川市藤ノ木集会所	渋川市藤ノ木集会所		
	62	赤城村	赤城村住民センター	渋川市赤城住民センター		
	63	小野上村	小野上村振興地区住民センター	渋川市小野上振興地区住民センター		
	64	小野上村	小野上村下小野子地区住民センター	渋川市小野上下小野子地区住民センター		
	65	小野上村	小野上村開拓地区住民センター	渋川市小野上開拓地区住民センター		
	66	小野上村	小野上村昭和地区住民センター	渋川市小野上昭和地区住民センター		
	67	小野上村	小野上村木の間地区住民センター	渋川市小野上木の間地区住民センター		
	68	小野上村	小野上村中部地区住民センター	渋川市小野上中部地区住民センター		
	69	小野上村	小野上村東部地区住民センター	渋川市小野上東部地区住民センター		
	70	小野上村	小野上村西部地区住民センター	渋川市小野上西部地区住民センター		
	71	小野上村	小野上村伊久保地区住民センター	渋川市小野上伊久保地区住民センター		
	72	小野上村	小野上村程久保地区住民センター	渋川市小野上程久保地区住民センター		
	73	小野上村	小野上村下中尾地区住民センター	渋川市小野上下中尾地区住民センター		
	74	小野上村	小野上村谷の口地区住民センター	渋川市小野上谷の口地区住民センター		
	75	小野上村	小野上村塩川地区住民センター	渋川市小野上塩川地区住民センター		
農林施設	76	北橘村	北橘村農産物加工所	渋川市北橘農産物加工所		
	77	赤城村	赤城村農畜産物加工研修所	渋川市赤城農畜産物加工研修所		
	78	小野上村	小野上村特産物処理加工施設	渋川市小野上特産物加工所		加工施設を加工所に変更
	79	赤城村	赤城村農産物直売所	渋川市赤城第1農産物直売所		
	80	赤城村	赤城村第2農産物直売所	渋川市赤城第2農産物直売所		
	81	小野上村	小野上村農産物直売所	渋川市小野上農産物直売所		
	82	小野上村	小野子特産物直売所	渋川市小野子特産物直売所		
	83	子持村	子持村ふれあい館	渋川市子持ふれあい館		

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
農林施設	84	小野上村	小野上村産地形成促進施設	渋川市小野上産地形成促進施設		
	85	小野上村	小野上村農林漁業体験施設	渋川市小野上農林漁業体験施設		
	86	小野上村	小野上村温泉農園	渋川市小野上温泉農園		
商工観光施設	87	渋川市	渋川市勤労福祉センター	渋川市勤労福祉センター		
	88	渋川市	渋川市渋川駅南自転車駐車場	渋川市渋川駅南自転車駐車場		
	89	渋川市	渋川市営並木町駐車場	渋川市営並木町駐車場		
	90	渋川市	渋川市営中ノ町駐車場	渋川市営中ノ町駐車場		
	91	渋川市	渋川市営寄居町駐車場	渋川市営寄居町駐車場		
	92	渋川市	渋川市営駅前駐車場	渋川市営渋川駅前駐車場		「渋川」を加える。
	93	赤城村	敷島駅前駐車場	渋川市営敷島駅前駐車場		「渋川市営」を加える。
	94	赤城村	敷島駅南駐車場	渋川市営敷島駅南駐車場		「渋川市営」を加える。
	95	赤城村	敷島駅北駐車場	渋川市営敷島駅北駐車場		「渋川市営」を加える。
	96	赤城村	津久田駐車場	渋川市営津久田駐車場		「渋川市営」を加える。
	97	伊香保町	物聞駐車場	渋川市営伊香保温泉物聞駐車場		「渋川市営伊香保温泉」を加える。
	98	伊香保町	常磐駐車場	渋川市営伊香保温泉常磐駐車場		「渋川市営伊香保温泉」を加える。
	99	伊香保町	伊香保町立伊香保ロープウェイ	渋川市営伊香保温泉ロープウェイ		「渋川市営伊香保温泉」を加える。
	100	伊香保町	伊香保温泉・長峰ヘリポート	渋川市伊香保温泉長峰ヘリポート		・を削除
	101	赤城村	赤城キャンプ場	渋川市赤城キャンプ場		
	102	子持村	子持村メープルヴィレッチ	渋川市メープルヴィレッチこもち		
	103	小野上村	小野上村地域活性化センター	渋川市小野上地域活性化センター		
	104	伊香保町	伊香保町観光会館	渋川市伊香保観光会館		
105	伊香保町	伊香保町立伊香保関所	渋川市伊香保関所			
106	伊香保町	伊香保町ビジターセンター	渋川市伊香保温泉ビジターセンター		「伊香保町」を「伊香保温泉」とする。	
107	伊香保町	まちの駅・ふるさと交流館	渋川市伊香保温泉まちの駅ふるさと交流館		「伊香保温泉」を加える。 ・を削除	
108	伊香保町	石段街休憩センター	渋川市伊香保温泉石段街休憩センターいっぷく館		「伊香保温泉」を加える。「いっぷく館」を加える。	
109	子持村	白井宿ふるさと物産館	渋川市こもち白井宿ふるさと物産館		「こもち」を加える。	
110	渋川市	渋川市温泉スタンド	渋川市渋川温泉スタンド		「渋川」を加える。	
111	赤城村	敷島温泉給湯スタンド	渋川市敷島温泉スタンド		給湯を削除	

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
商工観光施設	112	小野上村	マウンテンリゾート「SUNおのがみ」	SUNおのがみ		温泉施設については、渋川市を冠しない。(交流促進センター)マウンテンリゾートを削除
	113	渋川市	渋川市スカイテルメ渋川	スカイテルメ渋川		
	114	北橋村	北橋温泉ばんどうの湯世代間交流ふれあいセンター	北橋温泉ばんどうの湯		よみ「きたたちばな温泉」
	115	赤城村	赤城の湯ふれあいの家	赤城の湯ふれあいの家		
	116	子持村	子持村温泉センター	こもち白井温泉センター		「こもち白井」を加える。
	117	小野上村	小野上村温泉センター	小野上温泉センター		
	118	伊香保町	伊香保町立伊香保温泉浴場	伊香保温泉石段の湯		「浴場」を削除。「石段の湯」を加える。
	公営住宅	119	渋川市	金井団地	渋川市営金井団地	
120		渋川市	金井前原団地	渋川市営金井前原団地		
121		渋川市	入沢団地	渋川市営入沢団地		
122		渋川市	東町再開発住宅	渋川市営東町再開発住宅		
123		渋川市	大中子団地	渋川市営大中子団地		
124		渋川市	元町団地	渋川市営元町団地		
125		渋川市	東部団地	渋川市営渋川東部団地		特定が困難なため、「渋川」を加える
126		赤城村	六万村営住宅	渋川市営赤城六万住宅		「赤城」を加える
127		赤城村	西原村営住宅	渋川市営赤城西原住宅		「赤城」を加える
128		子持村	子持村営住宅(村営住宅第号)	渋川市営北牧団地		「子持村」を「北牧」に変える。通称「北牧宿団地」
129		伊香保町	苗松町営住宅	渋川市営伊香保苗松住宅		「伊香保」を加える。
130		伊香保町	炭附町営住宅	渋川市営伊香保炭附住宅		「伊香保」を加える。
131		伊香保町	竹子町営住宅	渋川市営伊香保竹子住宅		「伊香保」を加える。
公園施設	132	渋川市	渋川スカイランドパーク遊園地	渋川スカイランドパーク遊園地		公園等については、原則的に現行のとおりとする。
	133	渋川市	渋川スカイランドパーク児童遊園地	渋川スカイランドパーク児童遊園地		
	134	渋川市	渋川スカイランドパーク	渋川スカイランドパーク		
	135	渋川市	渋川市総合公園	渋川市総合公園		
	136	渋川市	並木児童公園	並木児童公園		
	137	渋川市	駅前児童公園	駅前児童公園		
	138	渋川市	八木原児童公園	八木原児童公園		
	139	渋川市	金井児童公園	金井児童公園		

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
公園施設	140	渋川市	有馬児童公園	有馬児童公園		
	141	渋川市	金井本陣児童公園	金井本陣児童公園		
	142	渋川市	金井住宅団地西児童公園	金井住宅団地西児童公園		
	143	渋川市	金井住宅団地中央公園	金井住宅団地中央公園		
	144	渋川市	金井住宅団地東児童公園	金井住宅団地東児童公園		
	145	渋川市	渋川屋上幼児遊園地	渋川屋上幼児遊園地		
	146	渋川市	御蔭公園	御蔭公園		
	147	渋川市	芝中公園	芝中公園		
	148	渋川市	東町公園	東町公園		
	149	渋川市	辰巳町公園	辰巳町公園		
	150	渋川市	半田みなみはら公園	半田みなみはら公園		
	151	渋川市	祖母島公園	祖母島公園		
	152	渋川市	行幸田住宅団地公園	行幸田住宅団地公園		
	153	渋川市	金井青葉台団地公園	金井青葉台団地公園		
	154	渋川市	金井青葉台第二団地公園	金井青葉台第二団地公園		
	155	渋川市	金島ふれあい公園	金島ふれあい公園		
	156	渋川市	小野池あじさい公園	小野池あじさい公園		
	157	渋川市	吾妻川公園	吾妻川公園		
	158	渋川市	坂東橋緑地公園	坂東橋緑地公園		
	159	渋川市	大崎緑地公園	大崎緑地公園		
	160	北橋村	たちばなの郷公園	たちばなの郷公園		
	161	北橋村	愛宕山ふるさと公園	愛宕山ふるさと公園		
	162	北橋村	利根川河川敷公園	利根川河川敷公園		
	163	伊香保町	水沢公園	水沢公園		
	164	伊香保町	榛名公園	榛名公園		県の管理のため削除。
	165	伊香保町	上ノ山公園	上ノ山公園		
	166	伊香保町	長峰公園	長峰公園		
167	渋川市	三美ヶ丘自然公園	三美ヶ丘自然公園			

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
公園施設	168	渋川市	千年の森	千年の森		
	169	渋川市	緑と水の公園(茂沢グム)	緑と水の公園(茂沢グム)		
	170	渋川市	明保野第1公園	明保野第1公園		
	171	渋川市	明保野第2公園	明保野第2公園		
	172	渋川市	明保野第3公園	明保野第3公園		
	173	渋川市	折原第1公園	折原第1公園		
	174	渋川市	折原第2公園	折原第2公園		
	175	渋川市	折原第3公園	折原第3公園		
	176	渋川市	金井雇用促進住宅公園	金井雇用促進住宅公園		
	177	渋川市	豊秋団地公園	豊秋団地公園		
	178	渋川市	馬頭公園	馬頭公園		
	179	渋川市	駅前広場	渋川駅前広場		特定が困難なため、「渋川」を加える。
	180	渋川市	駅東公園	渋川駅東公園		特定が困難なため、「渋川」を加える。
	181	渋川市	駅北広場	渋川駅北広場		特定が困難なため、「渋川」を加える。
	182	渋川市	平沢川橋上広場	平沢川橋上広場		
	183	渋川市	東町ふれあいパーク	東町ふれあいパーク		
	184	赤城村	赤城村ふれあい公園	赤城ふれあい公園		
	185	子持村	子持村ふれあい公園施設	子持ふれあい公園		「施設」を削除。
	186	子持村	白井まちなみ公園	白井まちなみ公園		
	187	子持村	加生並木公園	こもち加生桜並木		「こもち」を加え、「並木公園」を「桜並木」とする。
	188	子持村	浅田公園(ポケットパーク含)	こもち浅田広場		「こもち」を加え、「公園」を「広場」とする。
	189	子持村	鯉沢リバーサイド公園	こもち鯉沢リバーサイド広場		「こもち」を加え、「公園」を「広場」とする。
	190	赤城村	赤城村健康公園	赤城健康公園		
	191	小野上村	かに石公園	かに石公園		
	192	赤城村	六万農村公園	六万農村公園		
	193	伊香保町	蘆花公園	蘆花公園		
	194	伊香保町	4区児童遊園	雷之塚児童遊園		「4区」を「雷之塚」とする。
195	伊香保町	コスモス児童遊園	コスモス児童遊園			

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
公園施設	196	伊香保町	湯中子児童遊園	湯中子児童遊園		
	197	伊香保町	水沢児童遊園	水沢児童遊園		
	198	伊香保町	大日向ちびっこ広場	大日向ちびっこ広場		
	199	伊香保町	花美日向青少年ひろば	花美日向青少年ひろば		
	200	伊香保町	苗松地区青少年ひろば	苗松青少年ひろば		「地区」を削除する。
	201	赤城村	敷島緑地公園	敷島緑地公園		
	202	赤城村	・敷島緑地公園マレットゴルフ場	・敷島緑地公園マレットゴルフ場		(敷島緑地公園内)
	203	赤城村	沼尾川親水公園	沼尾川親水公園		
	204	赤城村	・沼尾川親水公園キャンプ場	・沼尾川親水公園キャンプ場		(沼尾川親水公園内)
	205	小野上村	小野上温泉公園	小野上温泉公園		
	206	小野上村	小野上村温泉公園テニスコート	・小野上温泉公園テニスコート		(小野上温泉公園内)
207	小野上村	小野上村温泉センターゲートボール場	・小野上温泉公園ゲートボール場		(小野上温泉公園内)	
学校教育施設	208	渋川市	渋川市立北小学校	渋川市立渋川北小学校		北小学校では特定が困難なため、「渋川」を加える。
	209	渋川市	渋川市立南小学校	渋川市立渋川南小学校		南小学校では特定が困難なため、「渋川」を加える。
	210	渋川市	渋川市立金島小学校	渋川市立金島小学校		
	211	渋川市	渋川市立古巻小学校	渋川市立古巻小学校		
	212	渋川市	渋川市立豊秋小学校	渋川市立豊秋小学校		
	213	渋川市	渋川市立西小学校	渋川市立渋川西小学校		西小学校では特定が困難なため、「渋川」を加える。
	214	北橋村	橘小学校	渋川市立橘小学校		
	215	北橋村	橘北小学校	渋川市立橘北小学校		
	216	赤城村	赤城村立三原田小学校	渋川市立三原田小学校		
	217	赤城村	赤城村立三原田小学校栄分校	渋川市立三原田小学校栄分校		
	218	赤城村	赤城村立刀川小学校	渋川市立刀川小学校		
	219	赤城村	赤城村立津久田小学校	渋川市立津久田小学校		
	220	赤城村	赤城村立南雲小学校	渋川市立南雲小学校		
	221	子持村	子持村立上白井小学校	渋川市立上白井小学校		
	222	子持村	子持村立中郷小学校	渋川市立中郷小学校		
	223	子持村	子持村立長尾小学校	渋川市立長尾小学校		
	224	小野上村	小野上村立小野上小学校	渋川市立小野上小学校		

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
学校教育施設	225	伊香保町	伊香保町立伊香保小学校	渋川市立伊香保小学校		
	226	渋川市	渋川市立渋川中学校	渋川市立渋川中学校		
	227	渋川市	渋川市立北中学校	渋川市立渋川北中学校		北中学校では特定が困難なため、「渋川」を加える。
	228	渋川市	渋川市立金島中学校	渋川市立金島中学校		
	229	渋川市	渋川市立古巻中学校	渋川市立古巻中学校		
	230	北橋村	北橋中学校	渋川市立北橋中学校		
	231	赤城村	赤城村立南中学校	渋川市立赤城南中学校		南中学校では特定が困難なため、「赤城」を加える。
	232	赤城村	赤城村立北中学校	渋川市立赤城北中学校		北中学校では特定が困難なため、「赤城」を加える。
	233	子持村	子持村立子持中学校	渋川市立子持中学校		
	234	小野上村	小野上村立小野上中学校	渋川市立小野上中学校		
	235	伊香保町	伊香保町立伊香保中学校	渋川市立伊香保中学校		
	236	渋川市	渋川市立渋川幼稚園	渋川市立渋川幼稚園		
	237	渋川市	渋川市立第二幼稚園	渋川市立渋川第二幼稚園		第二幼稚園では特定が困難なため、「渋川」を加える。
	238	北橋村	北橋幼稚園	渋川市立北橋幼稚園		
	239	赤城村	赤城村立三原田幼稚園	渋川市立三原田幼稚園		
	240	赤城村	赤城村立刀川幼稚園	渋川市立刀川幼稚園		
	241	赤城村	赤城村立津久田幼稚園	渋川市立津久田幼稚園		
	242	赤城村	赤城村立南雲幼稚園	渋川市立南雲幼稚園		
	243	子持村	子持村立北幼稚園	渋川市立子持北幼稚園		北幼稚園では特定が困難なため、「子持」を加える。
	244	子持村	子持村立南幼稚園	渋川市立子持南幼稚園		南幼稚園では特定が困難なため、「子持」を加える。
	245	小野上村	小野上村立かに石幼稚園	渋川市立かに石幼稚園		
	246	渋川市	渋川市学校給食共同調理場	渋川市渋川学校給食共同調理場		
	247	赤城村	赤城村学校給食共同調理場	渋川市赤城学校給食共同調理場		
	248	子持村	子持村学校給食センター	渋川市子持学校給食共同調理場		
	249	小野上村	小野上村学校給食共同調理場	渋川市小野上学校給食共同調理場		
250	渋川市	渋川市教育研究所	渋川市教育研究所			
社会教育施設	251	渋川市	渋川市中央公民館	渋川市中央公民館		
	252	渋川市	渋川市渋川公民館	渋川市渋川公民館		

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
社会教育施設	253	渋川市	渋川市東部公民館	渋川市渋川東部公民館		「渋川」を加える。
	254	渋川市	渋川市西部公民館	渋川市渋川西部公民館		「渋川」を加える。
	255	渋川市	渋川市金島公民館	渋川市金島公民館		
	256	渋川市	渋川市古巻公民館	渋川市古巻公民館		
	257	渋川市	渋川市豊秋公民館	渋川市豊秋公民館		
	258	北橋村	北橋村中央公民館	渋川市北橋公民館		地区公民館となるため、中央を削除。
	259	赤城村	赤城村中央公民館	渋川市赤城公民館		地区公民館となるため、中央を削除。
	260	子持村	子持村公民館	渋川市子持公民館		
	261	小野上村	小野上村公民館	渋川市小野上公民館		
	262	小野上村	小野上村公民館・小野子分館	渋川市小野子生活改善センター		分館は廃止し、生活改善センター(No.55)とする。
	263	小野上村	小野上村公民館・村上分館	渋川市村上生活改善センター		分館は廃止し、生活改善センター(No.56)とする。
	264	伊香保町	伊香保町公民館	渋川市伊香保公民館		
	265	伊香保町	伊香保町公民館・上野分館	渋川市伊香保公民館上野分館		
	266	伊香保町	伊香保町公民館・外野分館	渋川市伊香保公民館外野分館		
	267	伊香保町	伊香保町立伊香保児童館	渋川市立伊香保児童館		
	268	渋川市	渋川市立図書館	渋川市立図書館		
	269	北橋村	北橋村立図書館	渋川市立北橋図書館		
	270	渋川市	渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館	渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館		
	271	北橋村	北橋村歴史民俗資料館(たちばなの郷、民俗・民芸の館)	渋川市北橋歴史資料館		「民俗」と「(たちばなの郷、民俗・民芸の館)」を削除。
	272	赤城村	赤城村歴史資料館	渋川市赤城歴史資料館		
273	伊香保町	徳富蘆花記念文学館	渋川市伊香保徳富蘆花記念文学館		「伊香保」を加える。	
体育施設	274	渋川市	渋川市武道館	渋川市武道館		
	275	子持村	子持村農業者トレーニングセンター(格技場)	渋川市子持格技場		
	276	渋川市	渋川市民体育館	渋川市民体育館		
	277	北橋村	北橋村総合社会体育館	渋川市北橋総合社会体育館		
	278	子持村	子持村社会体育館	渋川市子持社会体育館		
	279	赤城村	赤城村社会体育館	渋川市赤城社会体育館		
	280	伊香保町	伊香保町体育館	渋川市伊香保体育館		

施設区分	No.	所在市町村	現行の公共施設名称	新市の公共施設名称	変更の有無	備考(調整理由等)
体育施設	281	伊香保町	伊香保町立児童屋内体育館	渋川市伊香保児童屋内体育館		
	282	渋川市	渋川市有馬野球場	渋川市有馬野球場		
	283	小野上村	小野上村運動公園	渋川市小野上運動公園		
	284	赤城村	赤城村総合運動自然公園	渋川市赤城総合運動自然公園		
	285	赤城村	・赤城村陸上競技場	・渋川市赤城陸上競技場		(総合運動自然公園内)
	286	赤城村	・赤城村スポーツセンター	・渋川市赤城スポーツセンター		(総合運動自然公園内)
	287	赤城村	・赤城村野球場	・渋川市赤城野球場		(総合運動自然公園内)
	288	赤城村	・赤城村テニスコート	・渋川市赤城テニスコート		(総合運動自然公園内)
	289	赤城村	・赤城村ゲートボール場	・渋川市赤城ゲートボール場		(総合運動自然公園内)
	290	赤城村	・赤城村弓道場	・渋川市赤城弓道場		(総合運動自然公園内)
	291	小野上村	小野上村弓道場	渋川市小野上弓道場		
	292	北橋村	北橋村総合グラウンド	渋川市北橋総合グラウンド		
	293	赤城村	赤城村第1総合グラウンド	渋川市赤城第1総合グラウンド		
	294	赤城村	赤城村第2総合グラウンド	渋川市赤城第2総合グラウンド		
	295	子持村	子持村総合運動場	渋川市子持総合運動場		
	296	子持村	子持村横堀運動広場	渋川市横堀運動広場		
	297	子持村	子持村上白井運動場	渋川市上白井運動場		
	298	伊香保町	伊香保町屋外運動場	渋川市伊香保屋外運動場		
	299	小野上村	小野上村山村広場	渋川市小野上山村広場		
	300	渋川市	渋川市民プール	渋川市民プール		「渋川」を加えなくても特定できる。
	301	北橋村	北橋村民プール	渋川市北橋プール		

協議項目17「使用料、手数料の取扱いに関する事」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年4月27日提出

澁川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

【決定調整方針】

使用料、手数料の取扱いに関する事
1 使用料については、原則として現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市において、段階的に調整するものとする。
2 手数料については、6市町村で差異のないものは、現行のとおりとし、差異のあるものは、新市における速やかな一体性の確保と、負担公平の原則に基づき、適正な負担額を決定し、 <u>合併時に統一するものとする。</u>

【調整結果】

2 手数料について

- ・別紙、調整調書のとおり統一する。

報告第19号資料(その1)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目	手数料の取扱い	区分	協議会			
調整方針	2 手数料については、6市町村で差異のないものは現行のとおりとし、差異のあるものは、新市における速やかな一体性の確保と負担公平の原則に基づき、適正な負担額を決定し、 <u>合併時に統一するものとする。</u>			調整結果	2 手数料については、下記のとおり統一する。				
現				況		調整理由・課題			
1 手数料									
種別	名称	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」	凡例：
総務企画専門 部会	所得証明	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	現況が異なるため調整した項目 渋川市及び子持村の例による。 渋川市及び北橋村の例による。 渋川市、小野上村及び赤城村の例による。 渋川市、伊香保町及び赤城村の例による。
	税に関する証明	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	
	固定資産に関する証明	300円/件 (以降、1件ごとに30円ずつ加算)	300円/件 (以降、1件ごとに50円ずつ加算)	300円/件 (証明書1枚をもって1件とする)	300円/件 (以降、1件ごとに30円ずつ加算)	300円/件 (証明書1通をもって1件とする)	300円/件 (以降、1件ごとに30円ずつ加算)	300円/件 (以降、1件ごとに30円ずつ加算)	
	固定資産課税台帳、土地・家屋名寄帳又は地籍図の閲覧	300円/回	300円/枚	300円/回 (ただし、証明書1枚をもって1件とする)	300円/件・冊	300円/回 (30分)	300円/回	300円/回	
	地籍図の交付	300円/枚	300円/枚 (以降、1枚ごとに15円ずつ加算)	300円/枚	300円/枚 (以降、1枚ごとに10円ずつ加算)	300円/枚	300円/枚 (図面1枚をもって1件とする)	300円/枚	
	公図の写しの交付	300円/枚	300円/枚		300円/枚 (追加1筆につき30円)	300円/枚	300円/枚 (図面1枚をもって1件とする)	300円/枚	
	土地家屋現況図の交付	1,000円/枚(A1) 300円/枚(A2)	不交付	不交付	不交付	不交付	不交付	300円/枚(A3) (土地家屋現況図が整備され次第、順次対応していく)	
	納税証明	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	
	住宅用家屋証明	1,300円/件	1,300円/件	1,300円/件	1,300円/件	1,300円/件	1,300円/件	1,300円/件	
	その他事実に関する証明	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	
住民専門部会	戸籍の全部事項証明(戸籍謄本) 戸籍の一部事項証明(戸籍抄本)	450円/通	450円/通	450円/通	450円/通	450円/通	450円/通	450円/通	
	戸籍の記載事項証明	350円/件	350円/件	350円/件	350円/件	350円/件	350円/件	350円/件	
	除籍の全部事項証明(除籍謄本) 除籍の一部事項証明(除籍抄本)	750円/通	750円/通	750円/通	750円/通	750円/通	750円/通	750円/通	
	除籍の記載事項証明	450円/件	450円/件	450円/件	450円/件	450円/件	450円/件	450円/件	
	戸籍の附票の写しの交付	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	

報告第19号資料(その2)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目		17 使用料、手数料等の取扱いに関すること			関係項目		手数料の取扱い		区分	協議会
現 況									調整理由・課題	
種別	名称	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」		
	受理証明	350円/通	350円/通	350円/通	350円/通	350円/通	350円/通	350円/通	渋川市、伊香保町、子持村、赤城村及び北橋村の例による。	
	受理証明(上質紙使用)	1,400円/通	1,400円/通	1,400円/通	1,400円/通	1,400円/通	1,400円/通	1,400円/通		
	届書その他書類の閲覧	350円/件	350円/件	350円/件	350円/件	350円/件	350円/件	350円/件		
	住民票の写しの交付	300円/件	300円/件	(抄本)300円/件 (謄本)400円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件		
	住民基本台帳カードの交付・再交付	500円/件	500円/件	500円/件	500円/件	500円/件	500円/件	500円/件		
	住民票広域交付	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件		
	住民基本台帳の閲覧	300円/世帯 (1日50世帯・1回300世帯まで)	300円/件(1人) (以降、1件増すごとに50円ずつ加算)	住民票に関する閲覧 300円/件	住民票に関する閲覧 300円/件	住民票の閲覧 300円/件 (1件30分)	住民票の閲覧 300円/件 (1件30分)	300円/件(1人) (1日50件・1回300件まで)	渋川市の例によるが、世帯単位ではなく1人を1件とする。	
	住民票記載事項証明	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	渋川市の例による。	
	身分証明	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件		
	印鑑登録証交付・再交付	200円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	200円/件		
	印鑑登録証明書の交付	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件		
	外国人登録原票記載事項証明書の交付	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件	300円/件		
	自動車の臨時運転許可	750円/両			750円/両			750円/両		
	犬の登録	3,000円/頭	3,000円/頭	3,000円/頭	3,000円/頭	3,000円/頭	3,000円/頭	3,000円/頭	渋川市の例による。	
	狂犬病予防注射済票交付	550円/件	550円/件	550円/件	550円/件	550円/件	550円/件	550円/件		
	犬の鑑札の再交付	1,600円/件	1,600円/件	1,600円/件	1,600円/件	1,600円/件	1,600円/件	1,600円/件		
	狂犬病予防注射済票の再交付	340円/件	340円/件	340円/件	340円/件	340円/件	340円/件	340円/件		
	一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可証交付	4,000円/件	1,000円/件	2,000円/件	2,000円/件	1,000円/件	1,000円/件	4,000円/件		
	一般廃棄物収集運搬及び処分業の更新許可証交付	3,000円/件	1,000円/件				500円/件	3,000円/件		
	一般廃棄物収集運搬及び処分業の変更許可証交付	3,000円/件	500円/件				1,000円/件	3,000円/件	渋川市の例による。	
	一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可証再交付	1,000円/件				500円/件		1,000円/件	渋川市の例による。	

報告第19号資料(その3)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目		17 使用料、手数料等の取扱いに関すること			関係項目		手数料の取扱い		区分	協議会
現 況									調整理由・課題	
種別	名称	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」		
	一般廃棄物収集運搬及び処分業の従業員証交付	800円/人				200円/件	200円/人	800円/人	渋川市の例による。	
	一般廃棄物収集運搬及び処分業の従業員証再交付	300円/人				100円/件	100円/人	300円/人	渋川市の例による。	
産業経済専門部会	鳥獣飼養許可証の交付・更新・再交付	3,400円/件	3,400円/件	3,400円/件	3,400円/件	3,400円/件	3,400円/件	3,400円/件	渋川市の例による。	
	温泉小売販売業者登録証の交付	300円/件						300円/件	渋川市の例による。	
	農用地区域内証明	300円/件		無料	無料	無料	無料	300円/件	渋川市の例による。	
建設専門部会	道路幅員証明	300円/件			無料		無料	300円/件	渋川市の例による。	
	用途地域証明	300円/件						300円/件	渋川市の例による。	
	租税特別措置法に基づく優良宅地造成認定申請手数料 (造成宅地の面積の区分に応じた額)	0.1ha未満 86,000円/件 0.1ha～0.3ha未満 130,000円/件 0.3ha～0.6ha未満 190,000円/件 0.6ha～1ha未満 260,000円/件 1ha～3ha未満 390,000円/件 3ha～6ha未満 510,000円/件 6ha～10ha未満 660,000円/件 10ha～ 870,000円/件	0.1ha未満 86,000円/件	0.1ha未満 86,000円/件	0.1ha未満 86,000円/件	0.1ha未満 86,000円/件	0.1ha未満 86,000円/件	0.1ha未満 65,000円/件 0.1ha～0.3ha未満 100,000円/件 0.3ha～0.6ha未満 140,000円/件 0.6ha～1ha未満 190,000円/件 1ha～3ha未満 280,000円/件 3ha～6ha未満 360,000円/件 6ha～10ha未満 480,000円/件 10ha～ 630,000円/件	群馬県手数料条例に準拠	
	租税特別措置法に基づく優良住宅新築認定申請手数料 (新築住宅の床面積の合計に応じた額)	100㎡以下 6,200円/件 101㎡～500㎡ 8,600円/件 501㎡～2,000㎡ 13,000円/件 2,001㎡～10,000㎡ 35,000円/件 10,001㎡～50,000㎡ 43,000円/件 50,001㎡～ 58,000円/件	100㎡以下 6,200円/件 101㎡～500㎡ 8,600円/件 501㎡～1,000㎡ 13,000円/件	100㎡以下 6,200円/件 101㎡～500㎡ 8,600円/件 501㎡～2,000㎡ 13,000円/件 2,001㎡～10,000㎡ 35,000円/件 10,001㎡～ 43,000円/件	100㎡以下 6,200円/件 101㎡～500㎡ 8,600円/件 501㎡～2,000㎡ 13,000円/件 2,001㎡～10,000㎡ 35,000円/件 10,001㎡～ 43,000円/件	100㎡以下 6,200円/件 101㎡～500㎡ 8,600円/件 501㎡～2,000㎡ 13,000円/件	100㎡以下 6,200円/件 101㎡～500㎡ 8,600円/件 501㎡～2,000㎡ 13,000円/件	100㎡以下 6,200円/件 101㎡～500㎡ 8,600円/件 501㎡～2,000㎡ 13,000円/件 2,001㎡～10,000㎡ 35,000円/件 10,001㎡～50,000㎡ 43,000円/件 50,001㎡～ 58,000円/件	渋川市の例による。	

報告第19号資料(その4)

澁川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目		17 使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目		手数料の取扱い			区分	協議会	
現 況								調整理由・課題			
種別	名称	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「澁川市」			
上下水道専門 部会	給水装置工事等手数料	給水装置工事手数料 メーター設置の場合 25%以下 10,000円 30%~50% 20,000円 75%以上 40,000円 メーター設置なし 25%以下 5,000円 30%~50% 10,000円 75%以上 20,000円 その他工事 2,000円	設計審査手数料 1,000円/件 開閉栓手数料 1,000円/件	設計審査手数料 500円/件 工事検査手数料 500円/件	工事検査手数料 新設 13%~20% 6,000円 25%~30% 9,000円 40%~50% 12,000円 75% 20,000円 増設・改造 13%~20% 5,000円 25%~30% 7,500円 40%~50% 10,000円 75%以上 15,000円 その他 13%~20% 2,500円 25%~30% 3,700円 40%~50% 5,000円 75%以上 7,500円	設計審査手数料 1,000円/回 工事検査手数料 1,000円/回	設計審査・工事検査 手数料 新設・全面改良 13%~20% 5,000円 25%~30% 10,000円 40%~50% 15,000円 75%以上 30,000円 その他工事 13%~20% 3,000円 25%~30% 5,000円 40%~50% 8,000円 75%以上 15,000円 給水管分岐工事 5,000円	給水装置工事手数料 メーター設置の場合 25%以下 10,000円 30%~50% 20,000円 75%以上 40,000円 メーター設置なし 25%以下 5,000円 30%~50% 10,000円 75%以上 20,000円 その他工事 2,000円	澁川市の例による。		
		私設消火栓立会手数料 (消防演習立会)	500円/回 (1回10分毎)	3,000円/回 (1回20分毎)	700円/回 (1回10分毎)		200円/回	1,500円/回 (1回10分毎)	500円/回 (1回10分毎)	澁川市の例による。	
		証明手数料	350円/件	300円/件	400円/件	300円/件		200円/件	350円/件	澁川市の例による。	
		指定給水装置工事事業者 指定手数料	10,000円/件	10,000円/件	10,000円/件	10,000円/件	10,000円/件	15,000円/件	10,000円/件	澁川市、伊香保町、小野 上村、子持村及び赤城村の 例による。	
		指定給水装置工事事業者 証再交付	2,500円/件	2,500円/件	3,500円/件	2,500円/件			2,500円/件	澁川市、伊香保町及び子 持村の例による。	
		排水設備指定工事店の指 定	10,000円/件	10,000円/件	10,000円/件			10,000円/件	10,000円/件	澁川市、伊香保町、小野 上村及び北橋村の例による。	
		排水設備指定工事店証の 再交付	2,500円/件	2,500円/件	3,400円/件			2,500円/件	2,500円/件	澁川市、伊香保町、及び 北橋村の例による。	
		証明書の交付	300円/件	300円/件					300円/件	澁川市及び伊香保町の例 による。	
	排水設備工事完了検査手 数料					500円/回		廃止	工事完了手数料は廃止す る。		

協議項目24-16「建設関係事業の取扱い」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年4月27日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

【決定調整方針】

建設関係事業の取扱い
1 市町村道等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において認定番号等の調整を行う。
2 道路占用料については、 <u>道路法等の規定に準拠し、合併時に統一する。</u>
3 公共物使用料及び生産物採取料については、 <u>合併時に統一する。</u>
4 道路整備に関する用地取得費については、渋川市の例による。
5 市町村営住宅、特定公共賃貸住宅、再開発住宅及び借上賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

【調整結果】

- 2 道路占用料について
 - ・道路法施行令第19条の2別表占用料「乙地」による。
- 3 公共物使用料及び生産物採取料について
 - ・別紙、調整調書のとおり統一する。

報告第20号資料(その1)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24 - 16	建設関係事業の取扱い	関係項目	道路占用料等の取扱い						区分	協議会	
調整方針	2 道路占用料については、 <u>道路法等の規定に準拠し合併時に統一する。</u> 3 公共物使用料及び生産物採取料については、 <u>合併時に統一する。</u>			調整結果	2 道路占用料については、道路法施行令第19条の2別表占用料「乙地」による。 3 公共物使用料及び生産物採取料は、下記のとおり統一する。							
現 況										調整理由・課題		
1 道路占用料										5町村は現在、道路法施行令第19条の2別表「丙地」によるが、新市においては平成18年4月1日受付分から「乙地」に統一する。		
占用物件		単位	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	電柱(支柱を含む)	770円	770円	770円	770円	770円	1,000円			
	第2種電柱		790円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,600円			
	第3種電柱		街灯(ネオン施設を伴うもの)	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	2,200円			
	第1種電話柱		950円	690円	690円	690円	690円	690円	930円			
	第2種電話柱		街灯(ネオン施設を伴わないもの)	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,500円			
	第3種電話柱		220円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	2,100円			
	その他柱類		53円	53円	53円	53円	53円	53円	72円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	線類	7円	7円	7円	7円	7円	10円			
	地下電線その他地下に設ける線類		70円	4円	4円	4円	4円	4円	5円			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 占用面積1平方メートルにつき1年	直径0.5メートル未満又は高さ2メートル未満	5,300円/基・年	520円	520円	520円	520円	520円		700円	
	地下に設ける変圧器		直径0.5メートル以上1メートル未満又は高さ2メートル以上4メートル未満	6,500円/基・年	360円	360円	360円	360円	360円		480円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	直径1メートル以上又は高さ4メートル未満	6,500円/基・年	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円		1,400円	
	郵便差出箱		6,500円/基・年	450円	450円	450円	450円	450円	450円		600円	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	直径1メートル以上又は高さ4メートル未満	6,500円/基・年	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,200円	4,400円			
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	6,500円/基・年	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,400円			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	諸管	36円	36円	36円	36円	36円	48円			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		口径8センチメートル未満	80円	53円	53円	53円	53円	53円		72円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		口径8センチメートル以上	90円	71円	71円	71円	71円	71円		95円	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		ガス管	口径8センチメートル未満	140円	140円	140円	140円	140円	140円	190円	

報告第20号資料(その2)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目		24 - 16	建設関係事業の取扱い		関係項目		道路占用料等の取扱い			区分	協議会
現 況										調整理由・課題	
占用物件		単位		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			80円 口径30センチメートル未満	360円	360円	360円	360円	360円	480円	
	外径が1メートル以上のもの			140円 口径30センチメートル以上 270円	710円	710円	710円	710円	710円	950円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		鉄道又は軌条敷 950円 停留所又は安全地帯 270円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,400円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1つのもの	地下道 270円 通路(家屋出入口等) 270円		360円	Aに0.003を乗じて得た額		Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	
		階数が2つのもの				Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3つ以上のもの				Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				710円	710円	710円	710円	710円	2,900円	
	地下に設ける通路				360円	360円	360円	360円	360円	1,500円	
	その他のもの				1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,400円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	露店 320円	11円	11円	11円	11円	11円	44円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月		110円	110円	110円	110円	110円	440円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	看板 1,730円	110円	110円	110円	110円	110円	440円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	4,400円	
	標識		1本につき1年		850円	850円	850円	850円	850円	1,100円	
	旗竿	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		11円	11円	11円	11円	11円	44円	
		その他のもの	1本につき1月		110円	110円	110円	110円	110円	440円	
	幕(令第7条に掲げる工事)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	幕(令第7条に掲げる工事用施設であるものを)	11円	11円	11円	11円	11円	44円	

報告第20号資料(その3)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目		24 - 16	建設関係事業の取扱い		関係項目		道路占用料等の取扱い				区分	協議会	
現況										調整理由・課題			
占用物件			単位	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」			
用施設であるものを除く)	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	除く)	170 円	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円	440 円			
	アーチ	1 基につき 1 月	アーチ類	2,920 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	4,400 円			
	その他のもの			540 円	540 円	540 円	540 円	540 円	540 円	2,200 円			
令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	290 円	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円	440 円			
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設					110 円	110 円	110 円	110 円	110 円	140 円			
その他	駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有するものが占用する場合	1 ケースにつき 1 月	2,500 円						2,500 円			
		その他のものが占用する場合		3,000 円						3,000 円			
2 公共物使用料													
種別		単位	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」	渋川市、小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 渋川市の例による。 渋川市、小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 柱類については、道路占用料に準拠			
農地		1 平方メートル	6 円	2 円	6 円		6 円	6 円	6 円				
宅地			180 円	100 円	100 円		100 円	100 円	180 円				
植林採草地			6 円	2 円	6 円		6 円	6 円	6 円				
第1種電柱		1 本	電柱 790 円	450 円	730 円	770 円	1,200 円	770 円	1,000 円				
第2種電柱						1,200 円		1,200 円	1,600 円				
第3種電柱						1,600 円		1,600 円	2,200 円				
第1種電話柱						690 円		690 円	930 円				
第2種電話柱						1,100 円		1,100 円	1,500 円				
第3種電話柱						1,500 円		1,500 円	2,100 円				
その他柱類										53 円	53 円	53 円	72 円
埋設電線	外径が 0.1 メートル未満のもの	1 メートル					36 円			設定しない。			

報告第20号資料(その4)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目		24 - 16	建設関係事業の取扱い		関係項目		道路占用料等の取扱い			区分	協議会
現況										調整理由・課題	
種別		単位	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの						53円			設定しない。	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの						71円			設定しない。	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの						140円			設定しない。	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの						360円			設定しない。	
	外径が1メートル以上のもの						710円			設定しない。	
鉄塔		1平方メートル	200円	100円	200円		200円	200円	200円	渋川市、小野上村、赤城村及び北橋村の例による。諸埋設管については、道路占用料に準拠	
諸管埋設	外径が0.1メートル未満のもの		諸管 口径8センチメートル未満 80円 口径8センチメートル以上 90円 ガス管 口径8センチメートル未満 80円 口径30センチメートル未満 140円 口径30センチメートル以上 270円 地下電らん 80円	90円	120円		120円	120円	48円		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの										72円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの										95円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの										190円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの										480円
	外径が1メートル以上のもの										950円
水車堰							120円	120円			設定しない。
鉄道軌条							120円	120円			設定しない。
温泉ゆう出口		1施設		16,000円	20,000円		20,000円		16,000円		伊香保町の例による。
工作物(漁業)		1平方メートル		100円	130円		130円		130円	小野上村及び赤城村の例による。渋川市、小野上村、赤城村及び北橋村の例による。小野上村、赤城村及び北橋村の例による。小野上村及び赤城村の例による。	
その他工作物			120円	60円	120円		120円	120円	120円		
原形占用(漁業を除く)				2円	6円		6円	6円	6円		
ゴルフ場(ゴルフ練習場を含む)				35円	55円		55円		55円		

報告第20号資料(その5)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目		24 - 16	建設関係事業の取扱い		関係項目		道路占用料等の取扱い			区分	協議会
現 況										調整理由・課題	
種別		単位	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」	廃止 廃止	
その他			その都度市長が定める額	その都度町長が定める額	その都度村長が定める額	その都度村長が定める額	その都度村長が定める額	その都度村長が定める額	その都度市長が定める額		
道路		1平方メートル				120円					
水路						84円					
3 生産物採取料											
品名		単位	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新「渋川市」	渋川市、小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 渋川市、小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 小野上村及び赤城村の例による。 渋川市の例による。 小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 小野上村、赤城村及び北橋村の例による。 渋川市、伊香保町、小野上村、赤城村及び北橋村の例による。	
土砂		1立法メートル	180円	150円	180円		180円	180円	180円		
砂利				200円	220円		220円	220円	220円		
栗石				200円	240円		240円	240円	240円		
切込砕石			220円	200円	220円		220円	220円	220円		
切石		30立法センチメートル		50円	80円		80円	310円	80円		
軽石		1立法メートル	550円			5円 (採石防災対策負担金)			550円		
玉石		20センチメートル以上45センチメートル未満のもの		30円	50円		50円	50円	50円		
		45センチメートル以上のもの		80円	120円		120円	120円	120円		
庭石		30立法センチメートル		200円	310円		310円	310円	310円		
芝		1平方メートル		20円	30円		30円	30円	30円		
竹木					その都度村長が定める額		その都度村長が定める額	その都度村長が定める額	その都度市長が定める額		
その他			その都度市長が定める額	その都度町長が定める額	その都度村長が定める額		その都度村長が定める額	その都度村長が定める額	その都度市長が定める額		

報告第 2 1 号

新市議会運営等調整会議報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 4 月 2 7 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

新市議会運営等調整会議報告

新市議会運営等調整会議規約第7条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成17年4月27日

新市議会運営等調整会議
会長 宮下 宏

新市議会議事堂の位置について

新市議会議事堂の位置は、現渋川市議会の議事堂とする。

ただし、在任特例期間中の本会議及び委員会は、渋川市民会館内の小ホール及び会議室で行うこととする。

新市市議会議事堂の整備について

1 検討にあたっての基本的な考え方

- (1) 在任特例によって議員の人数が、92人となることから、本会議及び委員会等を開催する会議場については、いずれもこの人数に対応可能な条件を備えた施設であること。
- (2) 在任特例期間中(1年間)の一時的な使用となることから、改修をする必要の少ない、できるだけ現状のままで使用できる施設であること。
- (3) 仮に改修などをする場合でも、できるだけ改修費などの費用が少なく、かつ、改修期間なども短期間で対応できる施設であること。
- (4) 議員をはじめ市当局の関係職員の本会議等への出席等を勘案すると、本庁の現議場などの施設とするか、本庁に近い施設であること。

2 検討の結果

- (1) 上記の基本的な考え方に掲げる条件のいずれか(あるいはいくつか)を充たすと考えられる施設として、次の7つの施設を対象に施設の規模、改修の必要性、本庁との位置条件等について比較し、さらに数施設に候補を絞ることとした。

市役所大会議室

渋川市の現議場

渋川市民会館小ホール

渋川市保健福祉センター大会議室

金島ふれあいセンター多目的ホール

旧ジャスコ渋川店

市内結婚式場等の会議室の借り上げ

- (2) 上記7つの施設を対象に、1の基本的な考え方に掲げた条件に近いと思われる次の3施設を選定し、以下のとおり、議場としてのメリット、デメリットについて整理をした。

市役所大会議室（面積：約 2 5 2 m²）

広さを確保する必要から、大会議室及び隣室の第 4 会議室を改修し、議場とする。

しかし、形状が細長く、改修後の広さも狭隘で、傍聴席などの確保が難しい。

委員会室は、現委員会室を改修する必要があるが、議員数から考えると改修しても確保することが難しい状況にある。

渋川市の現議場（面積：約 2 8 5 m²）

広さを確保する必要から改修する必要があるが、かなり大規模な改修（議員席床面の改修、当局席背面の衝立の撤去等）が必要となり、在任期間終了後、再びほぼ同様の改修が必要となる。

いずれの改修にもかなりの改修期間が必要となり、在任期間終了後の改修については、その間、場合によっては本会議場を別に確保する必要がある。

委員会室については、 の場合とほぼ同様である。

以上のとおり、現議場の改修の場合、かなりの改修を必要とすることから、概算費用を参考に積算すると次のとおりとなる。

< 概算改修費－議場のみ >

当初の改修工事：約 4 5 0 万円

在任期間終了後の改修工事：約 3 0 0 万円

音響設備（マイク等）：約 5 0 0 万円から 1 , 0 0 0 万円

その他：机、椅子等増設費

合計：約 1 , 3 0 0 万円から 1 , 8 0 0 万円

渋川市民会館小ホール（別図 1）（面積：約 2 5 5 m²（ステージ含まず））

議場には、小ホールを、委員会室には第 1 会議室、第 2 会議室をほぼ現状のまま使用する。ただし、委員会室として使用する会議室は、やや狭隘である。（委員会室についても改修は必要ないと考えられるが、使用する机などに配慮する必要がある。）

< 概算費用－議場のみ >

音響設備：約 5 0 0 万円から 1 , 0 0 0 万円

（ただし、既存のマイク 1 0 本で対応する、ということであれば音響設備費用はかからない。）

(3) まとめ

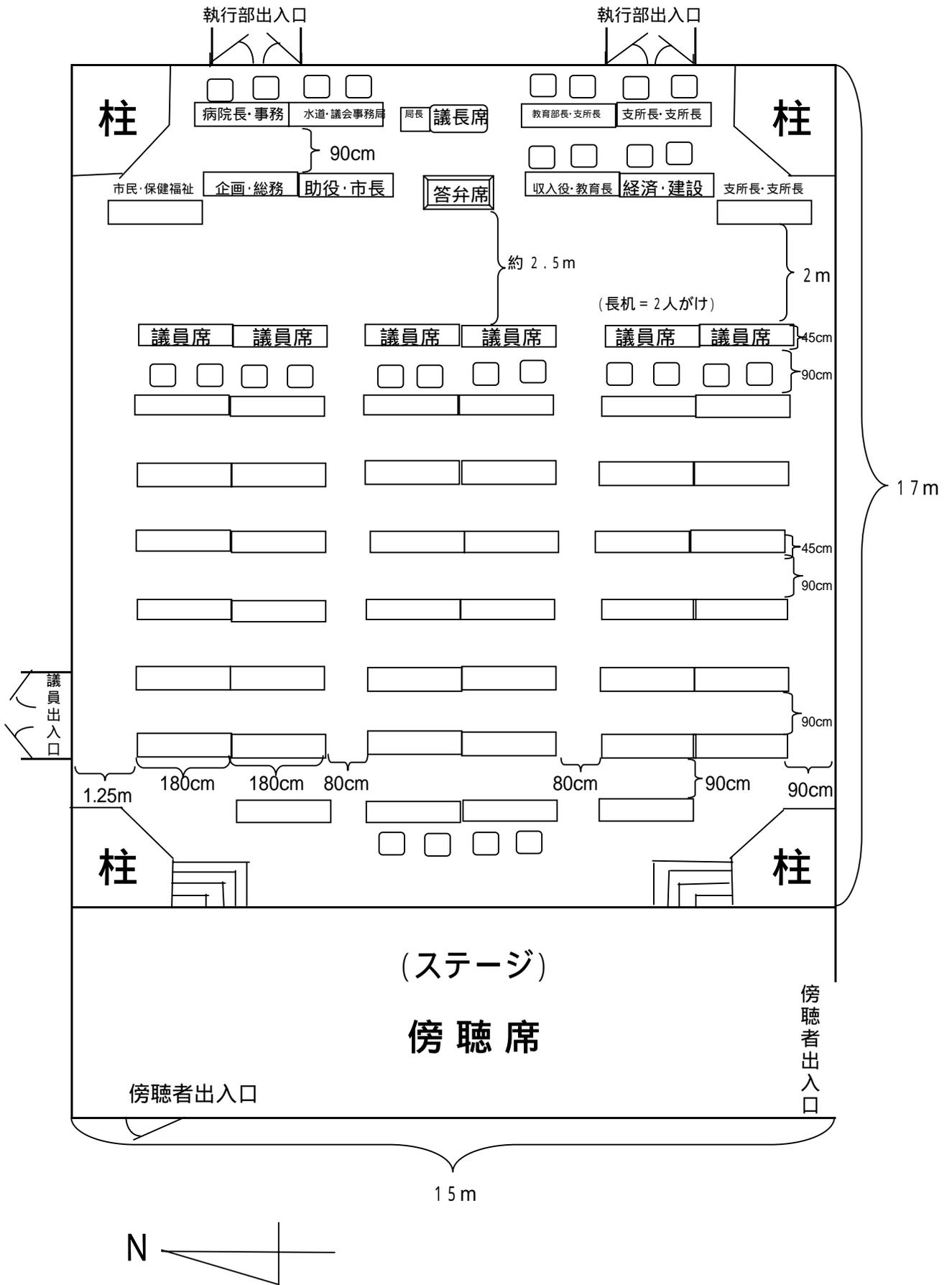
以上3施設の状況を踏まえて、以下に改めて整理した1の基本的な考え方に沿って検討してみると、(1)(2)(3)の条件については、渋川市民会館小ホールがこれらの条件に最も適合していると考えられるが、(4)については渋川市役所大会議室及び渋川市現議場の方がより適合している。

これらのことから総合的に考えると、在任特例期間中の議場等の施設としては、市民会館小ホールが3施設の中では最も望ましいと考えられる。

< 1 検討にあたっての基本的な考え方 >

- (1) 在任特例によって議員の人数が、92人となることから、本会議及び委員会等を開催する会議場については、いずれもこの人数に対応可能な条件を備えた施設であること。
- (2) 在任特例期間中(1年間)の一時的な使用となることから、改修をする必要の少ない、できるだけ現状のまま使用できる施設であること。
- (3) 仮に改修などをする場合でも、できるだけ改修費などの費用が少なく、かつ改修期間なども短期間で対応できる施設であること。
- (4) 議員をはじめ市当局の関係職員の本会議等への出席等を勘案すると、本庁の現議場などの施設とするか、本庁に近い施設であること。

(別図1) 渋川市民会館 小ホール



議案第 2 1 号

協議項目 1 2 「慣行の取扱いに関すること」の変更について

このことについて、次のとおり変更する。

平成 1 7 年 4 月 2 7 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

平成 1 6 年 9 月 2 4 日開催の第 1 回合併協議会において決定された「慣行の取扱いに関すること」の決定事項について次のとおり変更する。

変更後

- 1 新市の市章は、合併時までに定め、市の花・木・鳥、市の歌については、新市において新たに定める。

変更前

- 1 新市の市章、市の花・木・鳥、市の歌については、新市において新たに定める。

議案第 22 号

新市の市章選定小委員会の設置について

このことについて、次のとおり提出する。

平成 17 年 4 月 27 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

新市の市章について調査、審議を行うために渋川地区市町村合併協議会小委員会規程に基づき、「新市の市章選定小委員会」を設置する。

(1) 小委員会への付託事項

市章選定の方法
新市市章の選定

(2) 小委員会の構成

2号委員・・・・・・各市町村 1 人
3号委員・・・・・・各市町村 1 人
4号委員・・・・・・各市町村 1 人
5号委員・・・・・・ 1 人
アドバイザー・・・・若干人（デザイン専門家等）

< 議案第 2 2 号参考資料 >

新「渋川市」の市章デザイン募集要項（案）

1 趣旨

渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橘村の 6 市町村により、平成 1 8 年 2 月 2 0 日に誕生する新市の市章デザインを募集し、「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」を目指す新「渋川市」にふさわしい「市章」を制定する。

2 募集方式

一般公募

3 募集期間

平成 1 7 年 6 月 1 日（水）から 7 月 1 5 日（金）まで

4 応募資格

特に制限はなし。どなたでも応募可。

（プロ、アマ、年齢、性別、国籍は問わない）

5 応募の基準

- (1) 新市建設計画の中で将来像として掲げている、「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」にふさわしい市章であること。
- (2) 市旗、バッジ、看板、封筒など、あらゆるものに使用できるデザインであること。
- (3) 見やすく、分かりやすいデザインであること。
- (4) 現 6 市町村の市町村章は、選考の対象外とする。
- (5) 用紙の地色は白色で、使用色数は地色を含めて 4 色以内とする。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること）は不可とする。
- (6) モノクロで表現した場合でも、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (7) 自作の未発表作品であること。
- (8) 他の市町村章、商標、マーク等に類似していないものであること。

6 応募の制限

- (1) 応募用紙 1 枚につき、1 作品とする。
- (2) 1 人、何点でも応募可とする。

7 応募の方法

- (1) 応募用紙か A 4 白色用紙に縦横 1 5 cm の枠を書いたもの(縦長、天地明示)を使用すること。
- (2) 応募用紙に必要事項を記入すること。
(応募用紙を使用しない場合は、作品 1 点につき、必要事項を記入した応募用紙(コピー可)を 1 枚添付すること。)
- (3) 作品の応募は、郵便(封書)または持参(袋詰め)とする。(折り曲げ不可)ファックス、インターネットでの応募は不可とする。

8 応募先

- (1) 郵便の場合
〒377-8501 渋川市石原 8 0 番地(渋川市役所内)
渋川地区市町村合併協議会事務局
- (2) 持参の場合
渋川市役所 北庁舎 1 階
渋川地区市町村合併協議会事務局
(祝祭日を除く平日 8:30 ~ 17:15)

9 賞金

- ・最優秀賞(採用作品) 1 点 2 0 万円
- ・優秀賞(候補作品) 4 点程度 各 2 万円

1 0 選考

新市の市章選定小委員会を設置し、アドバイザー(デザイン専門家等)により 1 0 点程度の候補を選考した後、小委員会での協議を経て正副会長会議において採用作品 1 点を決定し、協議会に報告する。

1 1 発表

協議会だより、協議会ホームページに掲載するとともに、受賞者個人宛に通知する。

1 2 その他

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、渋川地区市町村合併協議会及び新「渋川市」に帰属する。
- (2) 採用作品の使用にあたっては、若干の変更、修正をする場合がある。
- (3) 応募作品は返却しない。

< 議案第 2 2 号参考資料 >

新「渋川市」市章デザイン選考方法（案）

1 アドバイザーによる 1 次選考

公募締切後、アドバイザー（デザイン専門家等）により、応募の基準に合致し、デザインの的に優れた作品を選定し審査講評を添付する。（10 作品程度）また、類似商標等調査を行う。

2 小委員会における 2 次選考

小委員会において、アドバイザーにより選定された作品から、協議により 5 作品程度を選考する。

3 正副会長会議における決定

2 次選考作品について、正副会長会議において協議により採用作品 1 点を決定する。

4 協議会への報告

採用作品について、協議会へ報告する。

< 議案第22号参考資料 >

先進地事例

新市名	静岡(しずおか)市	宗像(むなかた)市	佐渡(さど)市
(合併日等)	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成16年3月1日
募集期間	約1か月	1か月半	約2か月
募集方式	一般公募	一般公募	一般公募
応募資格	特に制限なし	特に制限なし	特に制限なし
応募方法	はがき又ははがきサイズ用の紙(縦長・上部2/3程度にデザイン) 応募は持参又は封書による郵送	A4判白色用紙(ケント紙または画用紙)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は封書による郵送のみ	応募用紙かA4判白色用紙(縦長)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は持参又は封書による郵送
応募の制限	はがき1枚につき1作品 1人何点でも応募可	応募用紙1枚につき1作品 1人3作品まで応募可	応募用紙1枚につき1作品 1人何点でも応募可
応募の基準	市旗、看板、封筒、記章等にも使用できるデザイン 画材自由、使用する色は3色以内 グラデーションは不可 自作の未発表作品	歴史・自然の豊かさや居住環境の快適さ、文化活動の活発さがイメージでき、未来への発展性、創造性が感じられるデザイン 色は自由 自作の未発表作品	「豊かな自然、薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」にふさわしい「市章」 市旗、バッジ等にも使用できるデザイン 用紙の地色も含めて4色以内 濃淡であらわしたものは不可 自作の未発表作品
記載事項(枠外・裏面)	デザインの趣旨、郵便番号、住所、氏名、電話番号	作品の意図、住所、氏名、年齢、電話番号、職業(学校名・学年)	デザインの趣旨(100字以内)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号
賞金	最優秀賞(採用作品) 1点 700,000円 優秀賞 4点以内 各50,000円	最優秀賞(採用作品) 1点 300,000円 佳作 4点 各20,000円	最優秀賞(採用作品) 1点 100,000円 入賞(図書券) 4点以内 各10,000円
選定方法	検討委員会において6点を選考し、市民投票をし、その結果を受けて決定	選定小委員会において10点を選考し、職員投票をうけ5点に絞り、住民投票の結果をうけ決定	選定委員会において5点以内を選考し、合併協議会で決定
選考委員会等	委員数 8人 ・大学教授2人、大学助教授、彫刻家、版画家、県立美術館学芸員、県美術家連盟代表、企業代表	委員数 9人 ・観光協会代表2人、議会代表2人、住民代表2人、行政代表2人、大学教授1人	委員数 10人 ・協議会委員 6人・美術関係学識経験者 4人
応募総数	6,774点	845点	515点
住民アンケート	あり	あり	なし
その他	作品に関する一切の権利は、新「静岡市」に帰属 採用作品の使用する場合、修正する場合があります 応募作品は返却しない	入選作品の著作権は主催者に帰属 応募作品は返却しない 採用作品は、主催者が補正、修正を行う場合があります 18歳(高校生)以下の入賞者の場合は、賞金は保護者に代理授与	採用作品に関する一切の権利は、協議会及び佐渡市に帰属 採用作品の使用に当たっては、若干の変更、白黒利用あり 応募作品は返却しない

新市名	吉野川(よしのがわ)市	安来(やすぎ)市	薩摩川内(さつませんだい)市
(合併日等)	平成16年10月1日	平成16年10月1日	平成16年10月12日
募集期間	2か月	1か月	2か月
募集方式	一般公募	一般公募	一般公募
応募資格	特に制限なし	特に制限なし	特に制限なし
応募方法	応募用紙かA4 判白色用紙(縦長)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は持参又は封書による郵送	応募用紙かA4 判白色用紙(縦長)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は持参又は封書による郵送	応募用紙かA4 判白色用紙(縦長)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は持参又は封書による郵送
応募の制限	応募用紙1枚につき1作品 1人何点でも応募可	応募用紙1枚につき1作品 1人何点でも応募可	応募用紙1枚につき1作品 1人何点でも応募可
応募の基準	「吉野川市」のイメージにふさわしい「市章」 市旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザイン 用紙の地色も含めて4色以内 グラデーションは不可 自作の未発表作品 他の市町村章、商標等に類似しないもの	市旗、バッジ等にも使用できるデザイン 用紙の地色も含めて4色以内 グラデーションは不可 他の市章、商標等に類似しないもの 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないもの 自作の未発表作品	新市薩摩川内市のイメージにふさわしい市章 市旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザイン 用紙の地色も含めて4色以内 グラデーション(ぼかし)は不可 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないもの 自作の未発表作品
記載事項(枠外・裏面)	デザインの趣旨(100字以内)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号、1市8町とのかかわり	デザインの趣旨、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、学校名(児童・生徒)	図案の趣旨、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業(学校名)、電話番号
賞金	最優秀賞(採用作品) 1点 300,000円 優秀賞 4点 各50,000円	最優秀賞(採用作品) 1点 300,000円 優秀賞 4点程度 各10,000円	最優秀賞(採用作品) 1点 500,000円 優秀賞(候補作品) 4点 各30,000円
選定方法	選考委員会において5点を選考し、合併協議会で決定	選定委員会において、5点を選考し、住民アンケート(投票)の結果を参考に合併協議会で決定	候補検討小委員会において、アドバイザーの意見を参考に5点を選考し、新市で決定
選考委員会等	委員数 5人 ・合併協委員 3人・県美術協会理事 2人	委員数 6人(各市町村2人) ・行政関係委員 3人・学識経験者(委員外) 3人	委員数 18人(各市町村2名) ・行政関係委員 9人・学識経験者 9人
応募総数	2,053点	2,235点	3,012点
住民アンケート	なし	あり	なし
その他	採用作品に関する一切の権利は、協議会及び吉野川市に帰属 採用作品の使用に当たっては、若干の変更、白黒利用あり 応募作品は返却しない	採用作品に関する一切の権利は、協議会及び安来市に帰属 採用作品の使用に当たっては、若干の変更、白黒利用あり 応募作品は返却しない	採用作品に関する一切の権利は、協議会及び薩摩川内市に帰属 市章の制定に当たっては、若干の補作・修正、白黒利用あり 応募作品は返却しない 受賞者が未成年の場合、賞金は保護者に授与

新市名	北杜(ほと)市	白山(はくさん)市	磐田(いわた)市
(合併日等)	平成16年11月1日	平成17年2月1日	平成17年4月1日
募集期間	約2か月	約1か月半	1か月半
募集方式	一般公募	一般公募	一般公募
応募資格	特に制限なし	特に制限なし	特に制限なし
応募方法	応募用紙かA4判白色用紙(縦長)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は持参又は封書による郵送	応募用紙かA4判白色用紙(縦長)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は持参又は封書による郵送 折り曲げ不可	応募用紙かA4判白色用紙(縦長)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は持参又は封書による郵送
応募の制限	応募用紙1枚につき1作品 1人何点でも応募可	応募用紙1枚につき1作品 1人何点でも応募可	応募用紙1枚につき1作品 1人何点でも応募可
応募の基準	北杜市が将来構想掲げたスローガンに相応しい「市章」のデザイン 市旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザイン 用紙の地色は白色で、ぼかしは不可 自作の未発表作品で、他に類似がないものに限る	「自然と伝統を活かし、心豊かで活力あるまち」、白山市にふさわしい「市章」 市旗、バッジ等にも使用できるデザイン 用紙の地色も含めて4色以内 グラデーション(濃淡)は不可 他の市章、商標等に類似しないもの 自作の未発表作品	新市のイメージにふさわしい市章 市旗、バッジ、印刷物等にも使用できる簡易でシンプルなデザイン 用紙の地色も含めて4色以内 グラデーションは不可 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないもの 自作の未発表作品 他の市町村章、商標等に類似しないもの
記載事項(枠外・裏面)	デザインの趣旨、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号	デザインの趣旨(100字程度)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、電話番号	デザインの趣旨、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号
賞金	最優秀賞(採用作品) 1点 300,000円 優秀賞 3点 各30,000円	最優秀賞(採用作品) 1点 300,000円	最優秀賞(採用作品) 1点 300,000円 優秀賞 4点 各50,000円
選定方法	検討委員会において4点を選考し、運営調整会議で決定し、合併協議会へ報告	選定委員会を設置し5点以内を選考し、住民投票を経て決定	選定委員会において5点以内を選考し、住民アンケートの結果を経て、委員会で決定
選考委員会等	委員数 30人 各町村・商工会からの推薦者、高校生、アドバイザー	委員数 11人 各市町村の助役 計8人、デザインの専門家2人、美大教授1人	委員数 13人 協議会委員 5人・各市町村推薦学識経験者 5人・美術関係学識経験者 3人
応募総数	2,196点	1,698点	2,950点
住民アンケート	なし	あり	あり
その他	採用作品に関する一切の権利は、協議会及び北杜市に帰属 採用作品の使用に当たっては、若干の変更、色を変えての利用あり 応募作品は返却しない	採用作品に関する一切の権利は、協議会及び「白山市」に帰属 採用作品の使用に当たっては、若干の変更、白黒利用あり 応募作品は返却しない 受賞者が未成年の場合、賞金は保護者に授与	採用作品に関する一切の権利は、協議会及び新「磐田市」に帰属 応募作品は返却しない 採用作品の使用に当たっては、若干の変更、白黒利用あり 市章アンケート応募者から200名に記念品(1,000円相当)を贈呈

新市名	掛川(かけがわ)市	浜松(はままつ)市 (天竜川浜名湖地域合併協議会)	みどり市 (笠懸町・大間々町・東村合併協議会)
(合併日等)	平成17年4月1日	(平成17年7月1日)	(平成18年3月27日)
募集期間	1か月半	約1か月半	2か月
募集方式	一般公募	一般公募	一般公募
応募資格	特に制限なし	特に制限なし	特に制限なし
応募方法	応募用紙かA4 判白色用紙(縦長)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は持参又は封書による郵送	A4 判白色用紙(縦長)(縦15cm×横15cmの枠内に) 応募は持参又は封書による郵送 折り曲げ不可	応募用紙かA5 判白色用紙(縦長)(縦15cm×横16cmの枠内に・天地を明示) 応募は持参又は封書による郵送
応募の制限	応募用紙1枚につき1作品 1人3点まで応募可	応募用紙1枚につき1作品 1人何点でも応募可	応募用紙1枚につき1作品 1人3作品まで応募可
応募の基準	新市の将来像「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」にふさわしい「市章」 市旗、バッジ等にも使用できるデザイン 用紙の地色も含めて4色以内 グラデーションは不可 モノクロで表現しても、イメージや安定感が損なわれないもの 自作の未発表作品 他の市町村章、商標等に類似しないもの	水と緑と光の中で新しい産業と文化が育まれる世界都市「環境と共生するクラスター型都市」にふさわしい市章 現12市町村の市町村章は選考の対象外 市旗、バッジ、看板、封筒等あらゆるものに使用できるデザイン 用紙を除いて3色以内 金色、銀色などの特色、グラデーションは不可 単色表現の使用も考慮 自作の未発表作品 他の市町村章、商標、マーク等に類似しないもの 紙種、画材は不問だが平準な仕上がりのも 見やすく分かりやすいデザイン	「輝く人 輝くみどり 豊かな生活創造都市」にふさわしい市章 市旗、バッジ等にも使用できるデザイン 用紙の地色も含めて4色以内 グラデーションは不可 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないもの 自作の未発表作品 他の市章、商標等に類似しないもの
記載事項 (枠外・裏面)	デザインの趣旨、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号	デザインの趣旨、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号、メールアドレス	デザインの趣旨(100字程度)、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号
賞金	最優秀賞(採用作品) 1点 300,000円 優秀賞(候補作品) 4点以内 各50,000円	最優秀賞(採用作品) 1点 500,000円 優秀賞(候補作品) 4点程度 各30,000円	最優秀賞(採用作品) 1点 200,000円 優秀賞(候補作品) 4点以内 各20,000円
選定方法	選考委員会において5点以内を選考し、住民アンケートの結果を経て、新市で決定	選考委員会において5点程度を選考後、住民アンケートの結果を参考に選考委員会で1点を決定し、合併協議会に報告	幹事会で5点程度を選考後、住民アンケートの結果を参考に1点を選考
選考委員会等	委員数 12人 ・各市町助役 3人・各市町議員代表 3人・各市町学識経験者 6人(各市町2人、内1名は美術関係者)	委員数 7人・合併協議会委員(共通学識経験委員3人程度)・デザイン専門家(3人程度)・行政関係(幹事長)	幹事会
応募総数	1,488点	3,660点	募集中
住民アンケート	あり	あり	
その他	採用作品に関する一切の権利は、新「掛川市」に帰属 応募作品は返却しない 採用作品の使用に当たっては、必要に応じて新市が修正できる	採用作品に関する一切の権利は、協議会及び浜松市に帰属 採用作品の使用に当たっては、若干の変更、白黒利用あり シンボルマーク、ロゴタイプ等各種広報等に使用する 応募作品は返却しない 選考過程において公表する場合あり 受理後の管理において不可抗力による事故、破損について一切責任を負わない 最終候補作品についてデザインデータ提出のお願いもある 同一デザイン、著作権侵害等が明確となった場合、決定後、採用を取り消すこともある	採用作品に関する一切の権利は、協議会及び新市に帰属 応募作品は返却しない 採用作品の採用に当たっては、必要に応じ修正 18歳(高校生)以下の入賞者の場合は、賞金は保護者に代理授与

5 その他

(1) 次回会議予定

日 時	平成 1 7 年 6 月 2 9 日 (水)	午後 2 時から
場 所	渋谷プリオパレス	